

昭島市認可外保育施設利用支援補助金（交付申請）は インターネットからも申請できます

認可外保育施設等の入園に際し、昭島市認可外保育施設利用支援補助金の交付申請をご希望の場合は、パソコンやスマートフォンからも手続きができます。

交付申請には、教育・保育給付認定または施設等利用給付認定の申請が必要です。

※代理請求施設は、補助金の請求および受領を施設に委任していただくことが必要です。

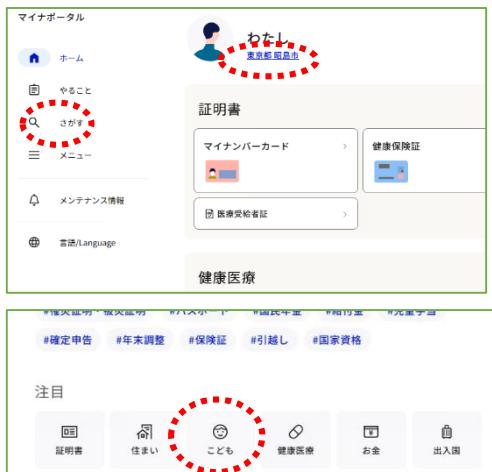
必要書類

交付申請には、保育施設と契約した月極保育料のわかる書類（契約書など）が必要です。また、インターネットからの手続きの場合は、本人確認書類の提出も必要です。

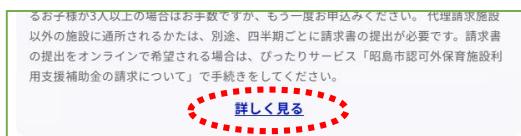
- ① 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）
 - ② 保育施設との契約書や保育料の決定通知等、契約した月極保育料のわかる書類
 - ③ 課税年度の収入がわかる書類（保護者の住民税課税（非課税）証明書など）
- ※ 提出書類は写真等画像ファイル、またはPDFファイルでの提出になります。
- ※ ②については、施設等利用費（償還払い）の対象者は提出不要です。
- ※ ③については、課税年度1月1日時点に昭島市に住民票がある場合は提出不要です。

ご利用方法

- ①マイナポータル内の「ぴったりサービス」サイト画面で自治体設定を「東京都昭島市」と選択し、**さがすから「こども」**で検索。



- ②「検索結果」から「昭島市認可外保育施設利用支援補助金の交付申請について」を選択。



- ③「申請する」を選択。

昭島市認可外保育施設利用支援補助金の交付申請について
昭島市認可外保育施設利用支援補助金の交付申請について

④ オンライン申請

制度
保育
対象
下記に該当する認可外保育施設を月極契約で利用し、保育の必要性の認定を受けているかた
1 東京都認証保育所
2 家庭的保育事業
3 「認可外保育施設の指導監督基準を満たす証明書」（※）が発行されている認可外保育施設
4 公立の認可外保育施設
※都道府県（または政令指定都市、中核市）の立ち入り調査により、保育従事者や保育室等の構造設備及び面積等に関する一定の基準を満たすことが認められた施設に交付される証明書。交付の有無についてご不明な場合は、施設または市役所へお問い合わせください。

申請する

※画面は、パソコン版サイトのものです。スマートフォン版サイトでは、画面の内容が若干異なります。

QRコード

スマートフォンやタブレットの読み取りアプリから右のQRコードを読み取ってください。

昭島市認可外保育施設利用支援補助金の
交付申請について



注意：申請には、インターネット通信を使用します。通信料等は申請者様の負担となります。

昭島市認可外保育施設利用支援補助金（請求）は インターネットからも申請できます

認可外保育施設等の入園に際し、昭島市認可外保育施設利用支援補助金の請求手続きをご希望の場合は、パソコンやスマートフォンからも手続きができます。

請求手続きには、事前に昭島市認可外保育施設利用支援補助金の交付申請が必要です。

対象施設

請求が必要な施設は、代理請求施設以外（※）の施設に通所しているかたです。
(※) 詳しくは別紙「認可外保育施設の保育料を補助します」をご確認ください。

必要書類

本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）

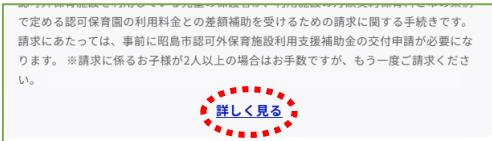
※ 提出書類は写真等画像ファイル、またはPDFファイルでの提出になります。

ご利用方法

①マイナポータル内の「ぴったりサービス」サイト画面で自治体設定を「東京都昭島市」と選択し、さがすから「こども」で検索。



②「検索結果」から「昭島市認可外保育施設利用支援補助金の請求について」を選択。



③「申請する」を選択。



※画面は、パソコン版サイトのものです。スマートフォン版サイトでは、画面の内容が若干異なります。

QRコード

スマートフォンやタブレットの読み取りアプリから右のQRコードを読み取ってください。

昭島市認可外保育施設利用支援補助金の請求について



注意：申請には、インターネット通信を使用します。通信料等は申請者様の負担となります。

お問い合わせ 昭島市 子ども家庭部 子ども育成支援課 給付助成係（042-544-4317）